

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会遺児養育手当支給規程

平成18年7月19日

規程第35号

(目的)

第1条 この規程は、遺児を養育している者に対し遺児養育手当(以下「手当」という。)を支給することにより、遺児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 手当は、本市に居住し、父母又は父か母と死別した義務教育修了前の児童(以下「遺児」という。)を、家庭において養育している者に支給する。

(申請及び認定)

第3条 手当の支給を受けようとする養育者は、会長に申請し、受給資格について認定を受けなければならない。

(手当の額)

第4条 手当の額は、遺児1人につき、月額2,000円とする。

(支給期間)

第5条 手当は、第3条の規定による申請をした日の属する月の翌月から、受給権喪失の日の属する月まで支給する。

(受給者の義務)

第6条 第3条の規定による認定を受けた養育者(以下「受給者」という。)は、第1条の目的に従い、遺児の福祉の増進に努めなければならない。

(支給停止又は制限)

第7条 会長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 遺児の養育を怠っていると認めたとき。
- (2) この規程等に違反したとき。

(手当の返還等)

第8条 会長は、偽り、その他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、すでに支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 受給者は、手当を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(受給権の喪失)

第9条 次の各号の一に該当するときは、受給権を喪失する。

- (1) 受給者が遺児を養育しなくなったとき。
- (2) 受給者又は遺児が他の市町村に居住するに至ったとき。
- (3) 遺児が死亡したとき。
- (4) 遺児が養子縁組をしたとき。
- (5) 遺児が父又は母の配偶者に養育されるに至ったとき。

2 受給者は、前項各号の一に該当するに至ったときは速やかに会長に届け出なければならない。

(未払いの手当)

第10条 会長は、受給者が死亡し、又は住所不明等の場合において、未払いの手当がある

ときは、受給者にかわり遺児を養育している者にその手当を支給することができる。

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の適用区域は、当分の間旧笠間市域とする。

附 則

第2条の適用区域は、平成20年4月1日より笠間市全域とする。